

船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案 参照条文

○船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律（令和元年五月三十一日法律第十八号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、二千一年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約及び二千七年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、次条並びに附則第六条及び第十五条の規定は、同日前の政令で定める日から施行する。